

PayPayカードサービス利用規約

PayPayカード会員規約

旧	新
<p>第15条(支払方法) 2.「PayPayカード(PayPay決済用)会員特約(PayPayカード会員用)」に同意し適用される会員(本項において、「特約会員」といいます。)は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務を支払うことができるものとします。特約会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務がある場合において、特約会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済期にかかわらず、特約会員の当社に対する支払債務にPayPay残高等を充当することができます。特約会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務への充当によらず特約会員に返還する場合、第9項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。</p>	<p>第15条(支払方法) 2.「PayPayカード(PayPay決済用)会員特約(PayPayカード会員用)」に同意し適用される会員(本項において、「特約会員」といいます。)は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社が認めた場合に、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務の一部または全部を支払うことができるものとします。特約会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務がある場合において、特約会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済期にかかわらず、特約会員の当社に対する支払債務にPayPay残高等を充当することができます。特約会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務への充当によらず特約会員に返還する場合、第9項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。</p>
2025年11月11日	2025年12月18日

PayPayカード(PayPay 決済用)サービス利用規約

PayPay カード(PayPay 決済用)会員規約

旧	新
<p>第16条(支払方法) 2. 会員は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務を支払うことができるものとします。会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合において、会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に</p>	<p>第16条(支払方法) 2. 会員は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社が認めた場合に、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務の一部または全部を支払うことができるものとします。会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合において、会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済</p>

旧	新
PayPay残高等を充当することができ、会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が会員に対して負担する債務への充当によらず会員に返還する場合、第10項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。	期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務にPayPay残高等を充当することができ、会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が会員に対して負担する債務への充当によらず会員に返還する場合、第10項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。
2025年11月11日	2025年12月18日

PayPay カード(旧 Yahoo! JAPAN カード)サービス利用規約

PayPay カード(旧 Yahoo! JAPAN カード)会員規約

旧	新
<p>第15条(支払方法) 2.「PayPayカード(PayPay決済用)会員特約」に同意し適用される会員(本項において「特約会員」といいます。)は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務を支払うことができるものとします。特約会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務がある場合において、特約会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済期にかかわらず、特約会員の当社に対する支払債務にPayPay残高等を充当することができ、特約会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務への充当によらず特約会員に返還する場合、第9項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。</p>	<p>第15条(支払方法) 2.「PayPayカード(PayPay決済用)会員特約」に同意し適用される会員(本項において「特約会員」といいます。)は、「PayPay残高利用規約」(https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/)を承認のうえ、当社が認めた場合に、当社所定の手続きを行うことにより、PayPay残高等(PayPay残高等の種別はPayPayマネー及びPayPayポイントに限られます。)により支払債務の一部または全部を支払うことができるものとします。特約会員がPayPay残高等により支払債務を支払う場合、受付時間によっては翌日の取扱いとなることがあります、これによって生じた損害等について当社は責任を負いません。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務がある場合において、特約会員が当社に対して負担する債務が他にあるときには、当該債務の弁済期にかかわらず、特約会員の当社に対する支払債務にPayPay残高等を充当することができ、特約会員はこの内容について異議のないものとします。当社は、当社が特約会員に対して負担する債務への充当によらず特約会員に返還する場合、第9項の定めにかかわらず、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとし、現金以外での返還はいたしません。</p>
2025年11月11日	2025年12月18日